



発行 新潟県

**第 15 号**

令和2年2月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 189 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 190 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 191 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止届（福祉保健課）
- 192 かが漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度（水産課）
- 193 かが漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度（水産課）
- 194 かが漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度（水産課）
- 195 かが漁業の許可又は起業の認可の申請期間（水産課）
- 196 県営土地改良事業変更計画の決定（農地計画課）
- 197 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 198 換地処分（農地整備課）
- 199 国土調査の成果認証（農村環境課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

企業局管理規程

- 4 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

企業局訓令

- 2 新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正（企業局総務課）

教育委員会公告

- 令和2年度県立盲学校及び聾学校幼稚部の欠員補充による2次募集（義務教育課）
- 令和2年度県立特別支援学校高等部の欠員補充による2次募集（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和2年2月25日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
長岡皮フ科・形成外科医院	長岡市学校町一丁目9番20号	令和2年2月19日
医療法人社団 悠安舎 アイ内科クリニック	長岡市城内町1-611-1 ココロ長岡2階	令和元年11月1日

こしじ調剤薬局	長岡市飯塚字中之島2831	令和2年1月1日
佐藤医院	柏崎市大字土合663番地1	令和元年12月25日
まるやま歯科医院	新発田市富塚町1-24-15	令和2年2月1日
せき整形外科	十日町市四日町1318-35	令和2年2月1日
本町調剤薬局	見附市本町4-3-9	令和2年1月1日
おおしま歯科医院	村上市上片町3-30	令和2年1月1日
分水薬局	燕市地藏堂本町三丁目4番14号	令和2年1月1日
萌気園あやめ診療所	南魚沼市浦佐330-7	平成30年8月1日
はまなす薬局	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字聖籠山 953-3	令和2年1月1日

## ◎新潟県告示第190号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年2月25日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アイ内科クリニック	長岡市城内町1-611-1 ココロ長岡 2階	令和元年10月31日

## ◎新潟県告示第191号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和2年2月25日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団おけさ会 小木クリニック	佐渡市小木町1974番地	令和2年2月1日

## ◎新潟県告示第192号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第1項の規定により、かご漁業（えびを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶のトン数階層別の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

令和2年2月25日

新潟県知事 花角 英世

船舶階層区分 隻数

5トン未満	1隻
5トン以上10トン未満	2隻
10トン以上15トン未満	6隻
15トン以上20トン未満	3隻
計	12隻

**◎新潟県告示第193号**

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第1項の規定により、かご漁業（ずわいがにを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

令和2年2月25日

新潟県知事 花 角 英 世

許可又は起業の認可をする船舶の隻数 6隻

**◎新潟県告示第194号**

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第1項の規定により、かご漁業（ばいを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

令和2年2月25日

新潟県知事 花 角 英 世

許可又は起業の認可をする船舶の隻数 16隻

**◎新潟県告示第195号**

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第8条第2項及び第21条第3項の規定により、かご漁業の許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

令和2年2月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業の名称 えびかご漁業、ばいかご漁業、ずわいがにかご漁業
- 2 申請期間 令和2年3月16日から令和2年3月31日まで

**◎新潟県告示第196号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営本条地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月25日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和2年2月26日から令和2年3月25日まで
- 3 縦覧に供する場所  
柏崎市役所
- 4 その他  
(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年2月25日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
舟入川	農業用排水施設整備（かんがい排水「一般型」）事業	上越市	令和元年12月9日

◎新潟県告示第198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、柏崎市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業下田尻地区に係る換地処分をした。

令和2年2月25日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第199号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年2月25日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
見附市	見附市の地籍図及び地籍簿 葛巻町及び傍所町の各一部
燕市	燕市の地籍図及び地籍簿 吉田堤町、吉田大保町及び吉田旭町一丁目の各一部
糸魚川市	糸魚川市の地籍図及び地籍簿 大字藤崎の一部

2 認証年月日

令和2年2月17日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、栄養課厨房機器（温冷配膳車等）について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年2月25日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
栄養課厨房機器（温冷配膳車等） 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限

令和2年7月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年3月5日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月10日(火)午前11時00分

新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- イ 詳細は入札説明書による。

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、栄養課厨房機器(電解次亜水生成装置等)について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年2月25日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

栄養課厨房機器(電解次亜水生成装置等) 一式

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

令和2年7月31日(金)

##### (4) 納入場所

新潟県立十日町病院

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年3月5日(木)午後5時00分

#### 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月10日(火)午前10時00分

新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

#### 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、栄養課厨房機器(容器洗浄機等)について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年2月25日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

栄養課厨房機器(容器洗浄機等) 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和2年7月31日(金)

## (4) 納入場所

新潟県立十日町病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

---

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限  
令和2年3月5日(木)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所  
令和2年3月10日(火)午前10時30分  
新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂
- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
免除する。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
  - (6) 契約書作成の要否 要
  - (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
  - (9) その他
    - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
    - イ 詳細は入札説明書による。

## 企業局管理規程



新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月25日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後					改正前				
(直接領収した現金の取扱い)					(直接領収した現金の取扱い)				
<p><b>第24条</b> 企業出納員及び現金取扱員（以下この節及び第7節において「企業出納員等」という。）は、収入金を直接現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により出納店に払い込まなければならない。<u>ただし、領収した現金（現金に代えて納付される証券を除く。）が少額である場合には、1万円に達するまでの金額を取りまとめて、当該現金を最初に領収した日の翌日から起算して7日を経過する日までに払い込むことができる。</u></p>					<p><b>第24条</b> 企業出納員及び現金取扱員（以下この節及び第7節において「企業出納員等」という。）は、収入金を直接現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により出納店に払い込まなければならない。</p>				
2 (略)					2 (略)				
別表第3（第16条関係）					別表第3（第16条関係）				
1 電気事業会計勘定科目					1 電気事業会計勘定科目				
(略)					(略)				
資 本					資 本				
(略)					(略)				
剰余金					剰余金				
款	項	目	節	細節	款	項	目	節	細節
(略)					(略)				
利益剰余金	(略)				利益剰余金	(略)			
	中小水力発電開					中小水力発電開			
	発改良積立金					発改良積立金			
	<u>経営安定資金積</u>								
	<u>立金</u>								

(略) 地域振興積立金 (略)	(略) 地域振興積立金 (略)
-----------------------	-----------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

企業局訓令

局 本 庁  
事 業 所

◎新潟県企業局訓令第2号

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式（平成8年3月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月25日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後											改 正 前												
<b>第1号様式</b> （第12条関係）											<b>第1号様式</b> （第12条関係）												
総勘定元帳											総勘定元帳												
(略)											(略)												
年 月 (略)											<u>平成</u> 年 月 (略)												
(略)											(略)												
<b>第33号様式</b> （第41条関係）											<b>第33号様式</b> （第41条関係）												
支出決議書											支出決議書												
(略)											(略)												
(略)											(略)												
支		(略)	(略)	(略)		支		(略)	(略)	(略)		支	<u>平</u>	(略)	(略)	(略)		支	<u>平</u>	(略)	(略)	(略)	
出						払						払	成					払	成				
命						予						予						予					
令						定						定						定					
日						日						日						日					
(略)											(略)												
(略)											(略)												
<b>第41号様式</b> （第62条関係）											<b>第41号様式</b> （第62条関係）												
支払依頼書											支払依頼書												
(略)											(略)												
銀行 支店 (略)											銀行 <u>県庁</u> 支店 (略)												
(略)											(略)												

## 第42号様式（第62条関係）

資金領収書

(略)

銀行 支店 (略)

(略)

## 第59号様式の2（第120条関係）

(略)

年 月 日

(略)

## 第59号様式の3（第120条関係）

(略)

年 月 日

## 第61号様式の2（第123条の2関係）

債務負担行為本配付書

(略)

年 月 日

(略)

## 第61号様式の3（第123条の2関係）

債務負担行為再配付書

(略)

年 月 日

(略)

## 第61号様式の4（第123条の2関係）

継続費本配付書

(略)

年 月 日

(略)

## 第42号様式（第62条関係）

資金領収書

(略)

銀行 県庁支店 (略)

(略)

## 第59号様式の2（第120条関係）

(略)

平成 年 月 日

(略)

## 第59号様式の3（第120条関係）

(略)

平成 年 月 日

## 第61号様式の2（第123条の2関係）

債務負担行為本配付書

(略)

平成 年 月 日

(略)

## 第61号様式の3（第123条の2関係）

債務負担行為再配付書

(略)

平成 年 月 日

(略)

## 第61号様式の4（第123条の2関係）

継続費本配付書

(略)

平成 年 月 日

(略)

第61号様式の5 (第123条の2 関係)

継続費再配付書

(略)

年 月 日

(略)

第61号様式の5 (第123条の2 関係)

継続費再配付書

(略)

平成 年 月 日

(略)

## 教育委員会公告

## 令和2年度県立盲学校及び聾学校幼稚部の欠員補充による2次募集について(公告)

令和2年4月県立盲学校及び聾学校幼稚部に入学の幼児の欠員補充による2次募集を、次により行う。

令和2年2月25日

新潟県教育委員会 教育長 稲 荷 善 之

## 1 2次募集を行う学校と幼児数

県立新潟盲学校	3歳児学級	若干人
	4歳児学級	若干人
	5歳児学級	若干人
県立新潟聾学校	3歳児学級	若干人
	4歳児学級	若干人
	5歳児学級	若干人
県立長岡聾学校	3歳児学級	若干人
	4歳児学級	若干人
	5歳児学級	若干人
県立長岡聾学校高田分校	3歳児学級	若干人
	4歳児学級	若干人
	5歳児学級	若干人

## 2 出願資格及び出願手続

1次選考における出願資格及び出願手続と同様とする。

## 3 出願期間

令和2年3月9日(月)から3月16日(月)まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。(土・日曜日を除く。)

## 4 面接の期日

令和2年3月17日(火)

## 5 結果の発表

令和2年3月18日(水)までに各学校において行う。

## 令和2年度県立特別支援学校高等部の欠員補充による2次募集について(公告)

令和2年4月県立特別支援学校高等部(高等特別支援学校を含む。)に入学の生徒の欠員補充による2次募集を、次により行う。

令和2年2月25日

新潟県教育委員会 教育長 稲 荷 善 之

## 1 2次募集を行う学校と生徒数

県立新潟盲学校	普通科	7人
	保健医療科	8人
	専攻科医療科	6人
県立新潟聾学校	普通科	8人
	知的障害普通学級	6人
県立長岡聾学校	産業技術科	8人
	知的障害普通学級	7人
	専攻科産業科	7人
県立江南高等特別支援学校	普通学級	5人
県立西蒲高等特別支援学校	普通学級	9人
県立川西高等特別支援学校	普通学級	11人
県立吉川高等特別支援学校	普通学級	3人
県立新発田竹俣特別支援学校	普通学級	7人
県立駒林特別支援学校	普通学級	4人

県立五泉特別支援学校	普通学級	8人
県立月ヶ岡特別支援学校	職業学級	6人
	普通学級	3人
県立小出特別支援学校	普通学級	5人
県立高田特別支援学校	普通学級	7人
同 白嶺分校	普通学級	2人
県立佐渡特別支援学校	普通学級	4人
県立東新潟特別支援学校	普通学級	7人
県立上越特別支援学校	普通学級	6人
県立吉田特別支援学校	普通学級	7人
県立柏崎特別支援学校	普通学級	2人

## 2 出願資格及び出願手続

1 次選考における出願資格及び出願手続と同様とする。新潟学区普通学級、五泉阿賀野学区普通学級、三条地区普通学級、高田学区普通学級については、欠員が生じた学校に直接出願する。

## 3 出願期間

令和2年3月9日(月)から3月16日(月)まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。(土・日曜日を除く。)

## 4 面接の期日

令和2年3月17日(火)

## 5 結果の発表

令和2年3月18日(水)までに各学校において行う。